

令和4年度

東久留米市第6期障害福祉計画

P D C A表

③ 日常生活用具

様々な障害に応じた自立生活支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。また、用具の対象範囲の拡大の必要性については、随時検討します。

(年間あたり)

区分(件)	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	8	11	11	5(9)	(9)	(9)
自立生活支援用具	9	15	13	12(12)	(14)	(16)
在宅療養等支援用具	26	13	14	8(19)	(19)	(19)
情報・意思疎通支援用具	22	14	21	10(18)	(20)	(22)
排泄管理支援用具	2,199	2,129	2,237	2,191(2,500)	(2,600)	(2,700)
住宅改修	6	4	4	16(4)	(4)	(4)

④ 訪問入浴事業

在宅の重度身体障害者で、通所により入浴サービスを受けることが困難であり、また、自宅の浴室においても入浴ができない者に対し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図るため、自宅へ専用の浴槽を持参し入浴の支援を行います。

(月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	1	1	1	1(1)	(1)	(1)
利用回数(回)	4	4	4	4(4)	(4)	(4)

⑤ 日中一時支援

障害者に日中活動する場を提供するとともに、家族の緊急時やレスパイトのニーズに対応します。

(年間あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施個所(箇所)	6	6	6	6(6)	(6)	(6)
実利用者数(人)	279	254	156	219(280)	(280)	(280)

⑥ 手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚・言語・音声機能障害等で意思疎通に支障のある方に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。

(年間あたり)

区分(件)	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳	322	344	369	572(350)	(350)	(350)
要約筆記	24	15	6	6(20)	(20)	(20)

⑦ 手話奉仕員及び手話通訳登録者養成事業

聴覚障害者を支援する手話奉仕員及び通訳登録者の養成講習を市が実施します。視覚障害者のための点訳奉仕員の養成講座、及び夜間開催の手話奉仕員養成講習をさいわい福祉センターにて実施します。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により休講。

(年間あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講習修了者数(人)	61	54	0	17(65)	(65)	(65)

⑧ 地域活動支援センター

障害者等に創作的活動・生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進したりする地域活動支援センターの機能を充実させていきます。障害者の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を強化していきます。

【地域活動支援センターの種類】

I型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けており、1日あたりの実利用人員が概ね20名以上であることが条件。

II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、1日あたりの実利用人員が概ね15名以上であることが条件。

（年間あたり）

区分		第5期（実績）			第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型	実施個所数	1	1	1	1(1)	(1)	(1)
	実利用者数	59	63	62	59(65)	(65)	(65)
II型	実施個所数	1	1	1	1(1)	(1)	(1)
	実利用者数	24	15	4	5(15)	(15)	(15)

【地域生活支援事業の見込量確保に向けての方策】

○移動支援や日中一時支援など、福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。

～青年・成人期の余暇活動について～

児童に対する放課後等の「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」に関する支援としては「放課後等デイサービス」が児童福祉法に定められていますが、成人に対する日中活動終了後の余暇活動に関する支援については、同様なサービスが定められておりません。

青年・成人期における日中活動終了後の過ごし方については、休息の時間に配慮したうえで、本人の希望により選択できる活動の場の提供が望まれています。

こうした状況を踏まえ、市では、令和元年度より市内で青年・成人期の余暇活動に関する支援を提供する事業者に対し、活動の場としてさいわい福祉センターの施設貸出を開始しました。

今後も国や都の動向を注視するとともに、生涯学習や地域生活支援拠点の考え方も踏まえ、青年・成人期の余暇活動について調査研究していきます。

東久留米市第2期障害児福祉計画 PDCA表

1 令和5年度に向けた目標の設定

障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について、国の「基本指針」に即し、地域の実情に応じて、令和5年度における目標を定め、計画を推進します。第1期計画は令和2年度が最終年となり、令和3年度から第2期障害児福祉計画となります。

(1) 重層的な地域支援体制の構築 ●●●●●●

児童発達支援センターわかくさ学園を地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児通所支援の体制整備を進めます。

児童発達支援センターわかくさ学園では、従来行ってきた通所支援や相談支援に加え、療育の知見やノウハウを活かした巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施することで、本市における療育の向上と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めていきます。

(2) 関係機関と連携した支援 ●●●●●●

障害児の早期の発見、支援並びに健全な育成を進めるため、児童発達支援センターわかくさ学園で行っている相談事業、親子療育事業と、健康課が行っている乳幼児健診、発達健診時での連携を充実し、早期療育につなげていきます。

また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携し、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援します。

就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、教育機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所と連携を図り、成人期も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めていきます。

(3) 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備 ●●●●●●

重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行っていきます。

医療的ケア児に関しては、地域自立支援協議会を関係機関等が連携を図るための協議の場とし、適切な支援が受けられるよう検討を進めるとともに、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるべく、コーディネーターの配置を促進し、支援のための地域づくりを推進していきます。

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区分	第1期（実績）			第2期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター数（人）	2	2	3	1(3)	(4)	(4)

2 事業量の見込み

事業量の見込みは、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態、及び事業者アンケート調査結果に鑑み算出しています。

○児童発達支援

地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

(月あたり)

区分	第1期(実績)			第2期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	62	70	70	82(77)	(84)	(91)
利用日数(日)	826	897	960	765(1,132)	(1,235)	(1,338)
実利用者一人あたりの利用日数	13.32	12.81	13.71	9.33		

各年度3月実績、括弧内は見込み値

○放課後等デイサービス

就学している障害児に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

(月あたり)

区分	第1期(実績)			第2期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	159	155	187	196(180)	(190)	(200)
利用日数(日)	1,930	2,108	2,616	2,544(2,448)	(2,584)	(2,720)
実利用者一人あたりの利用日数	12.14	13.6	13.99	12.98		

年度3月実績、括弧内は見込み値

○保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問し支援します。

(月あたり)

区分	第1期(実績)			第2期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	4	5	10	24(7)	(10)	(13)
利用日数(日)	11	6	67	127(56)	(80)	(104)
実利用者一人あたりの利用日数	2.75	1.2	6.7	5.29		

年度3月実績、括弧内は見込み値

【児童系サービスの見込量確保に向けての方策】

○市内に児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所が増えることが予想されるなか、東京都と市による指導、実地検査や事業所間の情報交換等により、サービスの質の向上を目指します。